

認知機能検査と高齢者講習の主な改正点

- 認知機能検査の結果は「**認知症のおそれなし**」と「**認知症のおそれあり**」で判定されます。
- 認知機能検査の内容が**2項目**になります。
 - ①見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える。
 - ②年月日、曜日、時刻を答える。
- 高齢者講習は**2時間**講習に一元化されます。
 - ***運転技能検査合格者や大特・小特・二輪・原付免許のみ保有している方は実車指導が無い**ため**1時間講習**になります。



運転技能検査の対象となる違反

普通自動車等（大型・中型・準中型・普通自動車）を運転して行われた「信号無視」や「通行区分違反」等の下記の**11**の違反行為が対象となります。

| | | | | | |
|-------------|--------------|-----------|----------|---------|----------------|
| 信号無視 | 通行区分違反 | 通行帯違反等 | 速度超過 | 横断等禁止違反 | 踏切不停止等・遮断踏切立入り |
| 交差点右左折方法違反等 | 交差点安全進行義務違反等 | 横断歩行者等妨害等 | 安全運転義務違反 | 携帯電話使用等 | |



- * 運転技能検査の対象となるのは、基準日から過去3年間に上記の違反行為をした場合になります。
(基準日とは、運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日です。)
- * 運転技能検査の受検が必要な方（令和4年10月12以降に誕生日を迎え75歳以上となり、上記違反行為のあった方）には、三重県公安委員会が通知を行います。

《 運転技能検査の内容 》

普通車でコース内を走行し、一時停止や右折・左折等の課題を実施し、採点を行います。検査結果を基に適切な運転方法等を指導します。

御不明な点は、平日（8：30～17：00）に

三重県運転免許センター（電話059-229-1212）か最寄りの警察署までお尋ねください。